

地方公共団体における犯罪被害者施策に関する調査研究

尾崎万帆子

研究実績の概要

地方公共団体における犯罪被害者支援施策の現状と課題を把握し、総合的対応窓口の機能充実に向けてとるべき方向性を考察することを目的として、2022年12月に全国1741市区町村の総合的対応窓口担当者を対象として質問紙調査を実施した。調査依頼は郵送で行い、回答は郵送もしくはGoogle Formを使用したWeb回答のいずれかを選択してもらった。回収率は45.0%であった。

地方公共団体の取り組みについては警察庁の犯罪被害者等施策ホームページにまとめられ毎年の更新がされているが、その内容は、「制度の整備状況」の概要に止まっており、具体的な施策の運用実態は明らかにされていない。その他の先行調査としては、2016年に犯罪被害者等暮らし・支援検討会が対応窓口を対象に行った全国調査があるが、すでに実施から7年が経過していること、第3次犯罪被害者等基本計画策定直後の調査であったことなどから、今回改めて全国の市区町村を対象として調査を行った意義は大きかったと考える。

今回の調査結果から、大多数の総合的対応窓口において常勤の職員が他部署との兼務で担当していること、専門職の配置はしていないこと、電話相談・面接相談共に相談がないことが明らかになった。また、広報するためのパンフレット・ホームページを作成しているという市区町村は多くないこと、半数以上の市区町村において総合的対応窓口担当者を対象とした研修が行われていないことなどもわかった。これらの状況に、2016年の先行研究から大きな変化はみられなかった。一方で相談実績がある市区町村ではひとつの対応経験を

もとに技術や知識が蓄積されていき、多様な被害者からの相談、多様な対応に繋がっているという広がりが見て取れたことから、市区町村間での格差が広がっていることが推察される。先行研究から7年間の間に、犯罪被害者等基本計画をもとに市区町村における犯罪被害者支援の充実・促進が掲げられてきたにも関わらず大きな進展が見られないことから、これまでとは異なるアプローチを検討する必要があると考える。

一方で市区町村が有している支援や、実際の被害者対応実績についての回答から、地方公共団体による経済的支援の一形態である見舞金制度に偏って市区町村の支援が推し進められている様子も明らかになった。市区町村における犯罪被害者支援として特に求められる、住民を対象とした福祉・保健サービスを活用した生活支援、教育機関と連携した子ども被害者・家族への支援などの充実を図るための施策を検討する必要があるといえる。

また、今回の調査では、自由回答から市区町村が現在抱えている多くの課題も明らかとなった。特に都道府県との連携に関する意見が多く見られたことから、改めて犯罪被害者支援における都道府県と市区町村との関係性について整理する必要があるだろう。

今後これらについては、学会発表、論文報告等において分析・考察を進めていく予定である。